

平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 エムケー精工株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 丸 山 将 一  
( J A S D A Q ・ コード : 5906 )  
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 小 林 文 彦  
( TEL : 026-272-0601 )

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成27年5月1日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は下線表示をしております。

記

訂正の内容

【訂正前】

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款の第30条(取締役の責任免除)および第40条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第40条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

【訂正後】

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款の第30条(取締役の責任免除)および第40条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第30条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

以 上